

セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード (旧ウォルマートカード セゾン)特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するカードを、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(家族カードの発行)

本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、当社にカード利用の申し込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本特約及びセゾンカード規約を遵守させる義務を負うものとします。

第3条(融資金の支払方法等)

セゾンカード規約 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条の定めにかかわらず、本カードの融資金の支払方法等はセゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)が適用されます。

第4条(カード規約)

本カードについては、本特約に加えセゾンカード規約(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。